史料

伊達綱村領知朱印状

DATETSUNAMURARYOCHISYUINJO

基本情報 ■発給者：伊達綱村 ■年代：天和3年(1683) ■寸法：縦48.0cm 横35.0cm

学芸研究員の目

歴代藩主が家臣に宛てて出した領知を保証する証明書です。当時の家臣は火事などの災害時には真っ先に持ち出して逃げたと言われるほど大事な物でした。

学芸研究員
佐藤 由浩

この資料のココがすごい!!

印は藩主によって全て違います。ぜひ見比べてみてください。

お気に入りポイント

使用されている紙は丈夫で、どれだけ重要な書類だったのかを物語っています。

仙台藩4代藩主 伊達綱村が家臣石井甚右衛門に宛てた知行宛行状

伊達綱村領知朱印状とは

この資料は仙台藩4代目藩主である**伊達綱村**[*1]が石井甚右衛門に宛てた朱印状である。

本文には「桃生郡中津山村之内五貫九百三拾九文目録在別紙全可領知者也仍件如」とあり、石井甚右衛門へ中津山村の一部を領知とする内容が書かれている。

また、**知行宛行状**[*2]の他に奉行数名の名前と印・花押のはいった知行目録も送られており、これら2つが自身の身分・家格、領地を保証するものとして大事に保管されていた。

こうしたことから多くの場合、この2つがセットで見つかることがほとんどである。

朱印状の歴史

朱印を押した武家文書である朱印状の初見は『永正9年(1512)3月24日今川氏親棟別役免除朱印状』で、それまで使用されていた花押に代わって使用された。

今川家についで、後北条氏・武田・長尾・上杉・里見・伊達の諸氏、それに織田信長・豊臣秀吉・徳川家康へと急速に普及したことから東国が先駆地であると考えられている。中でも織田信長の使用した「天下布武」は有名である。

江戸時代になると将軍家や諸大名が知行充行や知行安堵をする場合や、社寺への土地寄進をする際に使用された。

綱村時代の仙台藩

本資料が作成された天和3年(1683)頃は伊達綱村が藩主として仙台藩における各役職の勤務体制の整備や改編を行っていた時期である。

その特徴としては政宗・忠宗時代に中心となっていた一家・一族層に代わり、4代藩主の綱村と5代藩主の吉村によって中級家臣から登用された人びとが藩政の運営にあたっていることがあげられる。

つまり、綱村によって制度の改廃・新設、人材登用や儒学および仏教への傾斜にみられる極端な政治が行われた。

学芸研究員 佐藤 由浩
実習生 山口 翔也

用語解説 詳しくはP26へ

*1 伊達綱村
*2 知行宛行状